海部地域消費生活センターニュース 令和5年1月発行



クーリング・オフの通知方法に 電磁的(メール等)方法が追加されました

令和4年6月1日より、これまでの書面通知に加え、スマホやタブレット、パソコンを使った『電磁的記録』でもクーリング・オフの通知を行うことが可能となりました。

電磁的記録の具体的なものとして、電子メール(ショートメール含む)、事業者が自社のwebサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム)、SNSなどが挙げられます。FAXによる通知も可能です。

まず契約書を確認し、通知先や通知方法について記載されていれば、 それらを参照して通知をおこないましょう。

送信するときの注意事項

電子メールの場合は、送信済みBOX内の該当メールが消えないよう保護しましょう。

事業者の専用フォームの場合は、 入力した日付の分かる画面をスク リーンショットして保存しましょ う。

SNSの場合は、該当箇所を日付の分かる画面を含め、スクリーンショット等行い保存しましょう。

クーリング・オフ通知

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 (株)×××

担当者名 〇〇氏

申し出日 〇年〇月〇日

住所 愛知県〇〇市〇町

氏名 〇〇 〇〇

≪通知に記載する事項≫

送信エラーになっていないか確認しましょう。 返信等が事業者からあった場合は、保存しましょう。



消費生活相談はまずはお電話で

海部地域消費生活センター

■ 0567-23-0150 まで

対象 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時 月曜から金曜 9:00~16:30%国民の休日と12月29日~1月3日を除く

住所 津島市西柳原町1丁目14番地(愛知県海部総合庁舎1階)